

# コロナ病床確保見直し 厚労省 感染急拡大期との二段構え

厚生労働省は24日、新型コロナウイルス患者を受け入れる病床の確保計画を見直すよう都道府県に求める通知を出した。コロナ対応で常時備えておく病床確保計画と、「第3波」の2倍程度の感染者が出ることなどを想定した感染急拡大期に使う対応方針の「二段構え」としたのが特徴だ。計画は5月中旬に整備し、対応方針は4月中に決定するよう都道府県に求めた。

コロナ患者を受け入れる今の病床確保計画は、厚労省の求めに応じて都道府県が昨夏つくった。だが「第3波」では、退院基準を満たした患者を別の医療機関で受け入れる調整が進まなかつたほか、病床やホテルに空きがあつても入院先や療養先が決まらなかつたり、決まるまで時間がかかり、決まるまで時間がかかたりするケースが相次ぎ、各地で病床の逼迫が深刻化した。

こうした教訓を生かすため、新たな計画では、重症患者、回復後に転院が必要な患者、自宅や宿泊施設で療養する人をそれぞれどこが診るのか、地域の医療機関で役割を明確化。書面で確認するなどして実効性の

ある計画とするとした。その上で、一般医療と両立しながら、その地域で確保できる最大のコロナ病床数をまず決める。現在の確保床数は上回るよう求めた。さらに、その病床数で受け入れ可能な1日あたり

の新規感染者数（最大推計）を逆算する。通常時は、この範囲内で患者の受け入れをめざす。

だが、こうした範囲を超えて感染者が急増することもある。そこで都道府県は、短期間で感染が急拡大する時期向けて、一般医療を制限してでもコロナ病床を空ける「緊急的な対応方針」も新たに決める。都道府県は今後、1週間ごとに新規感染者数の推移を確認。2週間後に新規感染者

が2倍以上になるような感染の急拡大や、感染者の大推計を超えることが予想される場合に対応を取る。予定している手術や入院の延期などが想定される。

緊急的な対応で想定する新規感染者数は都道府県が決めるが、厚労省は第3波の最大感染者数の2倍程度などを例示した。こうした対応は、地域の医療提供体制に大きな負荷がかかることから、一時的な措置とする。

(姫野直行)